

第51表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数—審理期間別代理人  
 弁護士との関与の有無及び遺産の価額別—全家庭裁判所

代理人 弁護士との 関与 遺産の価額	総 数	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	3 年 を 超 え る
<b>総 数</b>	<b>8 791</b>	<b>95</b>	<b>779</b>	<b>2 090</b>	<b>2 851</b>	<b>2 045</b>	<b>608</b>	<b>323</b>
1000 万円 以下	2 849	54	382	878	914	464	108	49
5000 万円 以下	3 807	28	296	878	1 333	932	239	101
1 億円 以下	1 003	4	45	154	293	309	130	68
5 億円 以下	556	4	18	52	141	174	91	76
5 億円を超える	47	1	-	5	6	13	12	10
算定不能・不詳	529	4	38	123	164	153	28	19
<b>有</b>	<b>5 807</b>	<b>61</b>	<b>354</b>	<b>1 114</b>	<b>1 922</b>	<b>1 594</b>	<b>488</b>	<b>274</b>
1000 万円 以下	1 609	33	157	431	545	324	78	41
5000 万円 以下	2 546	18	146	473	904	731	186	88
1 億円 以下	791	4	27	105	227	260	113	55
5 億円 以下	457	3	10	36	116	146	78	68
5 億円を超える	40	1	-	4	6	12	12	5
算定不能・不詳	364	2	14	65	124	121	21	17
<b>無</b>	<b>2 984</b>	<b>34</b>	<b>425</b>	<b>976</b>	<b>929</b>	<b>451</b>	<b>120</b>	<b>49</b>
1000 万円 以下	1 240	21	225	447	369	140	30	8
5000 万円 以下	1 261	10	150	405	429	201	53	13
1 億円 以下	212	-	18	49	66	49	17	13
5 億円 以下	99	1	8	16	25	28	13	8
5 億円を超える	7	-	-	1	-	1	-	5
算定不能・不詳	165	2	24	58	40	32	7	2

第52表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数（「分割をしない」を除く）—分割の方法別—全家庭裁判所

分割の方法	総 数	配 偶 者	子	そ の 他
<b>総 数</b>	<b>8 776</b>	<b>1 864</b>	<b>7 390</b>	<b>1 446</b>
土 地	402	117	393	78
建 物	73	50	67	11
現 金 等	481	232	435	115
動 産 そ の 他	48	25	45	11
代 償 金 取 得	36	162	377	308
土 地 ・ 建 物	727	373	696	113
土 地 ・ 現 金 等	227	75	218	23
土 地 ・ 動 産 そ の 他	23	1	21	1
建 物 ・ 現 金 等	57	36	44	8
建 物 ・ 動 産 そ の 他	5	5	5	1
現 金 等 ・ 動 産 そ の 他	52	43	45	9
土 地 ・ 建 物 ・ 現 金 等	946	401	777	83
土 地 ・ 建 物 ・ 動 産 そ の 他	63	32	63	7
土 地 ・ 現 金 等 ・ 動 産 そ の 他	33	16	32	5
建 物 ・ 現 金 等 ・ 動 産 そ の 他	13	17	6	5
土 地 ・ 建 物 ・ 現 金 等 ・ 動 産 そ の 他	213	150	156	16
そ の 他 1)	5 377	129	4 010	652

(注) 「分割の方法」の相続人が2種類以上にわたる場合には、重複計上してある。

1) 代償金を支払う旨の定めがされたものである。